

(590)

53. 1. 26

地下水道

了同志即時奪還! 第2審公判斗争勝利!
第1審亦、于上げ、7年不当判決粉碎!
組織破防法攻撃粉碎!
長期不当拘留、獄死攻撃粉碎!

第2審公判特集号

地下水道編集委員会

— も く じ —

第1部

巻頭言 地下水道編集委員会 ----- 2.

I章 3同志からの獄中通信 ----- 3.

城戸十三吉
今村 正
南波 正男

II章 獄中同志の家族からの了池-11 ----- 17.

III章 関西救援会からの了池-11 ----- 19.

第2部

I章 10-9加納一派完全打倒闘争の歴史的意義 ----- 22.

II章 第1審公判闘争は何を明らかにしたか ----- 24.

III章 殺人罪攻撃を打ちき、3戦士の奪還を戦取せよ ----- 28.

第3部

公判資料 ----- 31.

— も く じ —

巻の頭三〇

編集委員会

全ての革命的労働者の皆さん、
「地下水道」読者の皆さん、

日帝マルシヨアジールは、中韓連合政府―警察特務隊の
機銃強化をもつて、彼らの「危機」マルシヨアジールの
支那に、今またおとりをやってやけなハース、在共、
右翼日租界主義等、特務者大部を送りこんだマルシヨア
ジールの若手内、毛細を動員して、衆力団らんとしてい
る。そのような状況下において、革命地に対する徹底した
弾圧、租界破壊そのものを目的とした攻撃の重要第一環
として、10、9回三戦士に対する重罪7年判決―長期
拘留致死攻撃を及ぼしてきているのである。

そのような攻撃である以上、根柢―高嶺は、アズ魯公
判に於ても、ア一番での彼らの、判断と同じ内容で、
即ち、「共産同盟全国若手共産者某団、三名はその橋本眞

I 獄中獄外を驚く団結を更 に強化し、中央集権非合法 党建設をかちこく！

獄中十二話

共産主義者同盟全国委員会に結果するすべこの同志座
を以て「地下水道」読者の皆さん、

10、9加納一派完全打倒斗争から二年が経過しました。
この間我が同盟組織建設は着実に勝利をものにし、刻一
刻と近づく社会主義革命の礎の首を一家にたがう事すべ
く日原主義の根柢線が式装して中央集権非合法党の真赤
な旗を掲げ、真赤心臓部に打ち込まんとしているのである。
我が同盟全国委員内分組斗争は、党内に染喰つてい
た「無産主義」―「マルクス主義」のウミを摘み出しただけでなく、
その斗争の過程に於いて我々は共産同盟史上に輝く一パー
シユ全階級の中に刻印したのである。それは、プロの武
装闘争―プロ組織する中央集権非合法党の基礎をが、

で、現場近くには、徒って殺意があつた。と云う論理で
第一審の不当判決を三回押し返してやうとしているのは必然
である。だがしなし、我々は、それでもなおおつた多
手実を示すことによつて、彼らの「プロ」集権を暴露し、
士をできるだけ早く、我々手に奪還せねばならない。そ
のようなものとして、アズ魯公判を叩きつけているのである。
そして、又、同時に、獄中での三戦士の不屈不屈の
一を全ての獄外即ち革命的プロレタリアートの教訓として
実際に蓄積し、獄中獄外の間での相互に浸透させあ
うことによつて、我々革命の戦列のさらなる強化をもちと
うはげならぬ。

その為の重要第一のやり方は、獄中への、そして、獄
中からの通信を、できるだけ多く、獄中、獄外、相互を鑑
えあつたものとして組織することである。

そのような要諦で、「地下水道」本号を読者の皆さんに
手に送ります。かかる事業を、編集者は、さらに精進して
組織するもので、我々読者の皆さんにも、獄中へ、通信す
るようによろしく願います。

ナリと戦取れたことである。

党内斗争の初期に於いて、我々は加納一派、永井一派
の着行した見破壊策動を十分に看破し、党内斗争の
組織化が決定的に立ち上り、加納一派の「全日委」は崩壊
した。なるが、これを許す結果となつた。しかし、この加納
一派、永井一派の陰謀を見抜いた我が同盟の革命的同志
座は一連く反革命分子に対する反悪を組織化し、全日委
再建の臨時指導部を建設した。その間も、我々の手によ
つて革命的に全日政治 斗争を指導し、皇太子沖
繩上陸阻止、海軍博覧会斗争、天皇訪米阻止斗争等々、
打ち続く日帝の反革命攻撃にも、全人民の先頭を切つて
闘い抜いたのである。

七五、十、九斗争は、この様な党内斗争の真実の中で斗
い抜かれた党建設の熱の斗いであつた。加納一派は、我
組織と我々を反力に売り渡すことによつて、運命せんとし、
彼らの真の姿―「プロ」主義を露した反革命―を大衆の
前に自己暴露したのである。加納一派の反革命行為によ
り、我が同盟は、反力の介入を許すことにはなり、より

層の吾レノ斗いが始まりましたのである。右翼日親主義社派と日帝権力との十字砲火をめぐり、全国志は傷だらけになりながら、レーニン前衛党建設の斗いを押し進めていったのである。

そして、今年、今や全日委員会は鋼鉄の組織として打ち立てられ再建されたのである。しかし、この二年余りの斗いは一朝一夕にして勝ち取られたものではない。これは丁史が示している通りである。この昔々の丁史こそ前衛党を戦取するための陣痛としてあったのである。そして、今後の斗いは今以上に吾レい熾烈な斗いとして予想されるが、我々はこの革命的地平をしっかりと踏み固め、一歩一歩着実に我が軍中に勝利をつかみとるのである。

この二年余の獄外での勝利の斗いは、獄中における我々の斗いを勇気づけ、獄中獄外の結びつきをより一層固いものにした。私は、10、9斗争の加納一札の反革命行爲により、我が組織は叔力の組織破壊攻撃をうけ、かなりの痛手をこうむると共に、反革命加納一札、永井一味

-4-

が、の村に便上して、院内斗争を優位に展開するのはないかと思ひ、獄外での同志の吾レい斗いの案を思ひ考へ直して思ひを思ひ直した。そして獄中にある私は、建設の斗いに参加しえないことを見て、加納一札の裏切りがあつたにせよ、叔力の捕りよになつたことか、すやてにみいて敗北したのではないかと思ひ一時悩みました。しかし、私の「思ひ」は全て思ひ直してあることが証明されました。獄外の同志は、10、9斗争をバネにしてより一層の団結を求め、党内分派斗争を左側的な勝利でかつて展開すると同時に、三。一号路線を革命的に戦取しました。私は中央委員会再建の年紙を受け取った時、感涙で胸が一ぱいになり、何度か何度かその年紙を眺み直しました。獄中に於ける最高の喜びでした。そして、それは何よりも獄中での斗いに叔力は武器と勇気を与えてくれたました。獄中という特殊な状況の中での我々の斗いとつて、これは最高の連帯であり、これほど叔力は

武器はありませんでした。

獄中におけるこの二年間の斗いは、獄内「改良」の急の斗いから、獄外の政治斗争と連帯した斗いへと発展し、獄中獄外の結びつきは益々強くなり、今日では、獄中組肥の建設を初め、獄中通信の正常化、党建設の斗いとして戦取しつつある。今日私が「安心」して獄中斗争を奮闘できるのも、獄外の同志の斗いがあるからである。リ、又、ありとあつち手段を使って獄内外の結びつきを断つとある叔力の攻撃にも応ずることなく、逆に反撃できるのも獄中獄外の団結の故である。

-5-

叔力共は、私達のこうして獄中不屈の斗いに恐怖し、最後の切り札ともいふべき「団体破壊」戦死抹殺に攻

撃をかけてきている。それは①「懲罰」をアップ上げ、より右翼は房へ入れ、獄外との通信をも切断するといふ攻撃である。私に対する干渉刑務所でのアップ上げ「懲罰」がこれである。途中で東拘に移管されたが、東拘に於いても「自殺防止房」なる「一歩前より」も右翼な房にばらばら、「懲罰期間」が過ぎてもそのまゝのまゝの

月「自殺防止房」に入れるという強圧を行つたのである。①「自殺防止房」とは意が半分が用が、その用いた所が小さい英がみの上鉄板でふさいであり、光はほとんど入らず、うす暗く、出入口の扉にも監視用のカメラがつかいてあり、総機も、一週間で一〇日に一度ある。去る10、31深夜決戦の斗争においては、房の前に看守が立ち、私が連帯の斗争を行なつたついでに「保護房」(テレビカメラで24時間監視)に立ち込めると待たすと、いつ徹底的弾圧攻撃をかけたきこえる。②には、アップ上げ「殺人未遂」を遂行し、長期刑を確定せんとしていることである。③の公判斗争についてはオニ部が詳しく述べられていると思つた(略)

獄中斗争、公判斗争は決して「刑」を軽くする為の斗いではなく、叔力が右翼をロレタリパートにかけた弾圧攻撃に對する一大階級斗争としてある。叔力、右翼日親主義のバクロー斗争、そして、これらの打倒斗争としてあり、これらがすべて党建設と結びついた斗いであるといふことである。獄中獄外のついでこの斗争は、党の路線の

に統一しては前衛隊建設の半いとしてあるという事だ。

激動の四年、まさに今年、前、中期の勝敗 政府は
激烈な極めをした。三里塚、沖繩、狭公と続いた決戦は
日帝のかりふりなまらぬ、午殺を遂げない朝鮮侵略反
革命の進行に向けに警察的官僚的独裁支配の強化—中間
連合政府攻撃として打ちおろされた。我々は、この日帝
との死斗を全人民の先頭で闘い抜くと同時に、この闘い
を社会、右翼の相見主義との熾烈な闘い、路線斗争—
として半い抜いたのである。日帝の中間連合政府攻撃に
日一日と進歩し、組合、労働、社会、右翼の相見主
義との組織戦は、今日革命党のこのことだけ通ること
のこまかな暴露課題として存在している。

我が同盟全日五は多くの同志の反響を、えてミローモ路
線を取った。我が同盟に課せられた「史的任務」前衛
隊建設—プロロの武装闘争—プロロを組織の中核集結非
合法化—軍事の事業を「闘争」とも攻撃することなく、我
が同盟の真の権を、この階級斗争の戦場のみるから

双方の組織破壊法攻撃に 抗し、不屈の共産主義者を はぐくむ団結を創出せよ

今村正

帝回主義回教友カにやりとり身につくからにはヤジ
年余を待、三に公敵し、冬を向かえました。この身一つを
事冬を越す、とかでされば何よりと思いつつ、日の降る
脚の早まるにつれ、とく心せかされる思いのこの頃です。
すでに承知の如く、十、九公判闘争は、本年三月十四日、
千葉地裁(飯田、阿藤、栗田)による「殺人未遂、同予備
罪」懲役七年に重罪、重刑テンプナ上げ判決をくつがえすべ
く、九月米控闘争の段階へと入り、現在、力を尽くし
た東京高裁との攻防を展開してあります。

原判決には明らかな、①「覚醒闘争」内下「殺人未遂事
件」という予断を「動機、及び目的」の根拠とし、②周到
に用意され、乱打し、警察官の到着を知って始めて

し、日本革命の最先頭を荷するつてはならないか。ゆがて
の斗争者人民の骨子入、共産同盟全日五高会に結集せ
よ、獄中獄外共に斗争、一九七七年二月
果敢より 城戸十三吉

中止した... 冷酷な犯行という、「久忍反」供述調書

の虚偽の事実関係を採用し、①「小西」脱走傷「重傷」
を十分根拠のないままに断定し、以上をあげようすべ
この理由として「確定的故意」認定を行なったという、
虚偽があります。この原判決に「テンプナ上げ」殺人未遂罪
テンプナ上げ起訴こそは、一ツには「全日五」殺人未遂罪に
規定に示されるように、革命組織への「社会防衛」という

観念から「合法化」しようとするものであり、今一ツに
は、革命組織に所属するところのものに對して、不当な
証拠収集による重罪起訴を常態化させるという意図に貫
ぬかれた組織破壊攻撃にほかなりません。そして、あ
の動機一ツの「全日五」票の集、警察への通報は止むを
得ない「及び」重罪起訴は当然による不当な証拠収集
への加担を自らの路線に目的化した行状こそ、組織破
壊法攻撃の道を掃き清めるものです。

こうした組織破壊攻撃の現代的展開に對する解答は
右翼の相見主義—加納一派との闘いが、共産同盟上

最も準備された階級であることを全プロレタリアートの前に一兵の費りもなく明らかにすること。最大限の合法的手段を駆使し、それを非法法網の維持、強化、発展と結合させ、組織的に蓄積して闘い抜く、革命的プロレタリアートの建設なのです。

私が投獄された七五年、ベトナム革命の勝利以降の二期は、支配の側から、被支配の側から、すなわち、世界資本主義の危機のどう成、日露階級闘争の前進といつたにありても、戦後史の一面形期の特徴を示してききました。それは、今日の危機がいくつかの段階と起伏を伴った長期にわたるものであり、戦後マルタジニエー体制崩壊後の現在は、その一つの段階にすぎず、またいくつもの形態をとりつつもそれは激化に向かう以外にはありえないことを明らかにしています。

現代帝国主義の政治的生命線である徳階級革命は、戦後マルタジニエー体制の下でこれを、区別された新に価値を持つて今日展開されています。徳階級革命とは、帝国主義国家権力によつて行使され、この下への若

竹者階級、勤労大衆の動員によつて遂行されます。この新たは徳階級革命の展開に無条件とした今日の暴力支配の形態こそ、中間層の政治的要素です。中間層の政治的要素とは、最も完成されたブルジョア支配の形態たるブルジョワ民主主義的要素の何れでもなく、その土台の上に、共産主義運動の成長に焦点を据え、社会帝国主義潮流を支柱として帝国主義の「平和幻想」(資本の下での自由と平等の政府)による買収であり、同時にテロルの、ボタロウの弾圧をこととした、帝国主義国家

権力の強化の必要にほかなりません。竹者階級の現象の支配にかかわるあらゆる要素は、国家権力の強化と結びつき、この現象の支配は、他の何れのものでもなく帝国主義国家権力によつて徳階級革命と結合させられています。今ほど日露共産主義運動における社会帝国主義階級に

対する日露共産主義階級が要求された時はなく、今ほど革命的プロレタリアートの党の下へプロレタリアートを奪取するための、竹者運動内のホルツジョア階級との闘争と結合した組織戦が重要な要素を持つ時はない。

この闘いの前進に着手するために、革命的プロレタリアートの組織、発展の建設と分ちた結核した社会

帝国主義との階級闘争を担い続けねばならないと思ひます。

二五余の獄中

生活は私をして精神的、肉体的磨きにさらし、これに対する闘争を、日常活動の前面に押し出す。これをえなくしてきました。それなくしては、もはや獄中闘争を堅持することはできないという切迫感、健康の悪化の止めない現実への直面、ここから入って始まったのです。

二四時間の監視、徹夜した何人カカリは、精神的マメツの源です。そしてこの精神的な疲へいは、種々な形で肉体的な疾患の因となつていきます。そして美学的な屏幕状態になる一日前座に座した状態を毎日繰り返されることからくる、滑り脚への負担、そして筋力のあたらえはそれを促進し、更に循環器、呼吸器系の弱体化をはかりしめはいるものがあります。明確な階級意識をもつて、肉体的な未熟な自分と対峙することは、革命的プロレタ

リアートの義務です。

最後に、資本主義が打倒されることには、飢え、寒気、流血の全戦は決して避けて得ない。たとえいかなる状況が、退縮と懐疑にならなくても、マルクスがあの若しいイギリスに於ける革命生活の中で、「天をもつて」ペリのプロレタリアートと、そしてレーニンがはるかヨーロッパの地から、ロシアプロレタリアートと結びつき、竹者階級が英雄的に、自己犠牲的に、創意をもって世界史を創造する。革命的熱情を失なわなかったように、そして常に事態を冷静に評価し、確信不動の精神を失わなかつたように、不屈の共産主義者とはぐくむわれわれの団結を創出したいと思つ。

革命的竹者は共産同盟委員会に結集し、プロレタリアートの武装蜂起、プロレタリアを組織する中央某非合法党を創設せよ」と今一度叫びかけて、この事業を終りたいと思ひます。

三〇一 路線建設を揚げ、これを開始しました。党員が党の路線を理解しつゝとせず、党の路線を履行せず、党の路線を発展させようとしぬのなり、それは党員ではありません。党は、プロレタリア階級の前衛であり、路線的組織的な最初の団結の形態であり、プロ人民大衆を指導し率いて「路地」プロレタリア主義を實現せねばなりません。その為には、党員は絶えず党の路線を自ら打ち立て、自らを改造し、党の路線を履行し、その実践的結果を総括して全党に帰したり、又、客観的情勢の発展に合わせて党の路線を発展させねばなりません。故に私は三〇一 路線建設第一、第二期の進行の中で、党中央―全党との立場との分岐がはっきりしてききました。党員は、党の路線的組織的發展をめぐって党内斗争を、一 分岐が表れるや積極的に党内斗争を組織し批判―自己批判の手法を用いて党内斗争を解決し新たな地平の上で新たな党の団結を勝ち取らねばなりません。党内斗争を分岐はつたうかして党の団結を弱めたり、ましてや、全党の統一した路線、規律をむいて、勝ち

に自分の路線的組織的立場で行動することは許されませんでした。なぜなら、プロレタリアートの唯一の武器は組織であり、それも単一の路線―実践と、単一の組織力であること勝るからです。故に、私は、党の発展に向けて、全党と私の分岐を克服すべく、党内斗争を開始しました。しかし、同時に党員は党の組織を建設し、党の団結を守り、党の中央集権制と規律に従わねばなりません。分派主義や、党内分派―党外分派による党の破壊は許されません。故に、批判―自己批判の手法によつて党内斗争を組織し、新たなマレクス・レーニン主義の路線を団結する時にも、党の団結を守り、党の中央集権制と規律に従いそれに依拠して党内斗争を行わねばなりません。故に、だから、少数である私は党の団結を守り、党の中央集権制と規律に従い、全党に従いながら、分岐を解決すべく、批判―自己批判の論争を行いました。又、同じく七六年夏、秋、三〇一 路線に導かれた監獄内での全日政治斗争へ決起、ブルジョア監獄支配との斗争を行いました。これに対し、他の獄中同志、及び私は筆を奮つて、

かけられた。この現象は、自分にかげられたものではなくとも、路線と組織を同じくする同志は、そして党にかけられた攻撃であり、自分がかげられたのも同様にした。党員は、党と同志にかけられた攻撃をめぐって、党内斗争、個人対個人と大衆に、自分より一層関心をよせることを要求してくれたいです。だから他の獄中同志は、私にかけられた筆を対して斗争を行い、私も、他の獄中同志にかげられた筆を対して斗争を行いました。

-13-

そして七七年三月、日帯カル板力は、私達、我が党に殺人未遂テッパ上げ後七七年判決をかけたきました。この党破壊は、党にあつても、私達にあつても困難と辛苦であった。この困難は巨きものの、動搖と恐れおののくの、か、それとも、この困難を直視し、この困難を分析し、それと斗争のかげつきつけられ、ました。我が党は、そして私達は、後者の道を選びました。人類社会の丁史的発展は、ブルジョア―共産死刑宣言を下し、プロレタリアートには、その発展の未来を約束しています。だから、人類社会の丁史的発展は、真実と事実のこととを

いささかのウソ偽りにも敵対していません。故に、党員はプロレタリアートは真実、事実にあくまで誠実で謙虚ななければならず、いささかの虚偽もおこりもあせりもいささかあはれなりません。動搖と恐れに抗して、党内斗争とプロ人民大衆があくまで人類社会の丁史的発展にプロレタリアートの社会革命の利益に従い、それに自己を律して「生き、斗い、死に」全党―プロ人民大衆と同志として共に努力すれば道は開けます。道がどんなに曲りくぬつてもそれを着実に打ち破っていくには、未来は党―プロ人民大衆のものです。三・一四殺人未遂テッパ上げ判決に対して、獄中同志―私と全党は、一層の斗争決意を固め、オニオニと斗争を遂行しました。次に七七年四月にかけ、獄中斗争の方針を巡り、又、党中央と私の立場の分岐が生まれました。私の立場は「党の一種別、獄中の利益に全党―獄外の利益を従属させようとする様は」ものでした。私のこの立場は誤ちでした。「全党―獄外の利益に党の一種別獄中の利益を従属させる」とする

中央の立場が正しい方針だった。なぜならプロレタリアートの社会革命は、党の一種別一級中の正しいもの、全党一級外の正しいものが路線的組織的に決定的役割を果すからである。更に我々は、全党建設を第一とし、一地区一地区、一種別一建設を第二とせよ、全党建設の利益は一地区、一地区一種別の利益を従わせねばなりません。同様に党外の党建設と闘いを第一とし、その利益に我中の党建設と闘いの利益を従わせねばなりません。更に、以降、私も全党建設一級外の利益を第一とし、その利益に一種別一級中の利益を従わせました。だから私は、私の立場が誤らなことを認め、それを自己批判し、党中央の正しい立場に立ち返りました。社会的政治的経済的諸矛盾一階級闘争においてはブルジョア的立場が党内に反映され流入することがあります。党活動では、他の同志が正しく自分の誤りを犯すことがあり、プロ人民大衆が正しく党の指導が誤りを犯す所があります。だから、党一級外は、他の同志の批判や指直、プロ人民大衆の党に対する批判や指直を断り禁止し

たりしてはなりません。その様は恐れ、禁止は、自己の誤りを拡大するだけです。全この「真摯」は、プロ人民の利益であり、プロ人民の利益こそ党の實現すべき立場です。そして党一級外は、他の同志の批判、指直、プロ人民大衆の党に対する批判、指直に謙遜に耳を傾け全ことを聞き、相手に誤りがあればそれを、批判しつつも自己にプロ人民の利益にそぐわない誤りがあればそれを自己批判し、誤りを改め正さねばならず、プロ人民の利益にとつて正しい意見があればそれを採用せねばなりません。党一級外は、誤りを少なくしつつ、しかし、誤りを犯すことを恐れたりはせず、誤りを犯したならば早く、徹底的に改めねばなりません。だから私も、自分の誤りを改め、党中央の立場に返りました。又、この五月六日、上層部ブルジョア反動派にとつて変わった千葉利当向は「党内で立つていた」とか「検査を午を上げなかった」とか「目があつた」とかの千レロ以下の理由で私を三名に懲罰攻撃をかけたままです。この攻撃に対してハン

スト斗争を行つていた時、受刑者の掃蕩の人が、千葉利当向に屈服して、当局の回し者になり、ハンストに反対してきました。私は、この様が当局への屈服と、プロ人民内部に差り込まれた敵の回し者への転換に警戒心を高め、その敵と闘い、プロ人民の隊列への自覚の転換を實現すべく闘わねばなりません。党と我々が敵の回し者に対する警戒心を高めたから、党はひどい目に合ひ、大きな損失をこうひります。党と我々は、絶えず党内、プロ人民大衆内に送りこまれた日帝ブルカ、敵対派の回し者に警戒心を高め、確実な証拠をもって彼らの罪悪を暴露し、彼らを党内、プロ人民大衆内から一掃しつなければなりません。更にプロ人民大衆に敵の回し者に対する注意と警戒心を保持する促進はなりません。そして私の斗争も続きましたが、しかし、六月中旬東拘に移されました。

この、東拘に移された以降、私は、聴力「障害」者の一人の獄中プロ人民大衆に対する東拘当局の差別と闘いました。プロ人民大衆の不利益となる東拘当局の行

に対して、それを見えぬふりしようとする自己の日和見主義と闘い、それと闘つたつに努めました。すると、その獄中プロ人民大衆の同志は、私に挨拶と連絡を送つてくれましたので、私も送り返し、千歳を交換が始まり、その人との結びつきが強まりました。また、このプロレタリアートの社会革命の源泉はプロ人民大衆であり、革命の原動力はプロ人民大衆の革命的エネルギーです。故に、プロ階級の前進、プロ階級の路線的、組織的、最高の団結の形態である前進と我々は、党の路線でプロ人民大衆を打ちたたえ、彼らの自覚と注意を促し、彼らを組織し、彼らに依拠し、彼らと共に、その先頭で闘い、路線を實行せねばなりません。同時に、党と我々は、プロ人民大衆とこの闘いに並び、その経験を統合して党の路線を實現へと転化し、又、それをもプロ人民大衆に結びつけず、プロ人民に依拠せず、彼らと共にその先頭で闘うのではなしに、党と我々だけで物事を進行し、オウのなから、それは、前進の任務を果したことはならず、革命に勝てません。そしてその聴力「障害」の獄中人民の

の同志は、無実をデモンストラートされてしまった。しかし、その人がオニ番で無実の証拠を明らかにしたにもかかわらぬ、憎くも敵権力裁判所は、その証拠に一言も及論せず（反論できず）に黙殺し、控訴審判決未を行ひ、その人を刑務所へ連れてまわってしまいました。更に、東郷当局も、その人への本の差し入れ、私刑獄外の同志に頼んでやらせてもらった本の差し入れに対し、「その人はいない」と全くのデタラメを言っただけの差し入れを拒否したのです。

さて、現在、我が中央集権非合法党建設の前進、共産同盟派の混乱と再編の中で、私は要員として、党の路線一貫性、組織建設を徹底させ、党のポロ人民大衆に一層の責任を肩ひ、党の立場に徹して立たねばなりません。しかし、今では、ポロ人民と結ぶつておらず、のみならず、ポロ人民大衆の後がウソコソとついでいたり、他の同志や、ポロ人民大衆のマネをしっているだけという始末です。けれども、党と党員は、生この党闘活動において、ポロ人民大衆を指導し、組織化し、先

頭で斗う前進能力と犠牲的精神を身につかせねばならず、ポロ人民大衆の模範となり、教師となり（又生徒となり）指導者とならねばなりません。他の獄中同志も頑強を、私も頑強を、全この党員もポロ人民大衆の同志も頑強を。斗いはこれから、斗いは今から、さあ頑強を。正しい党の路線、強固な党の中央集権制と鉄の規律、ポロ人民大衆との緊密な結ぶつき、ポロレタリアン前衛の意識、ポロと革命に対する献身、忍耐、自己犠牲、英雄主義、これらを一体的に作り出そう。中央集権非合法党建設の前進に向けて、

十一月八日 南波 正男

II 獄中同志の家族からのラッピール

Y. K.

世下水道の読者の皆さん、帝国主義—国家権力との闘いに、日々奮闘しておられる労働者、学生、皆さん！十、九月の被告として、獄中につきながら、二年有余にわたって、敵の攻撃に屈する事なく、闘いを続けている三戦士の家族の一言として、皆さんへ、三戦士の獄中闘争への支援を訴えます。

私の天をひらけ、三名の遺体が、党内闘争への刃の不当介入により、それもあつた事か、同じ革命家を目指する加納一味の悪徳といつは、行進にわたって、獄中闘争がされたのが、二年間、それからの三戦士に対する攻撃は、ありとあらゆる非合法的攻撃、マルシヨ法を、自ら受ける、ひどいものでした。

それは、長時間にわたる取調べ、その自由権、家

族を動員しての戦術攻撃等々、更には、長い独居生活で病にたがれても、ろくろく医者にも見せずに放置して、肉體抹殺をねらい、それに抗して、ハンスト等で闘かう三戦士達を、独居よりも更に劣悪な条件の懲罰室にとじ込めたり、外との通信を禁止したり、その攻撃は、大なる力へと、あげればきりがありません。

その上で、権力は、オニ番において、何の証拠も示さず、いまま、それどころか殺人（未遂）の意図など、少しでも示す証拠が存在しているのに、それらを、まったく無視し、加納一味の手先松友子のワソの調書唯一の「シヨウシヨウ」で、「シヨウシヨウ」殺人者集団—その構成メンバー—とこのハマ、キメつけできて、懲役七年という重刑判決攻撃をかけたのです。

I 10、9加納一派完全打倒闘争の歴史的意義

加納一派の歴史的階級的大罪との闘争を

我々、中央集権非法党の勝利へ

(1) 1919年10、9斗争は、60年代の階級斗争を領導してきた共産主義者同盟の党建設史上、それまでの一切の共産同の革命的斗いを唯一革命党として総括し、30号路線として発展させる輝かしい党建設事業であった。

それは又、階級斗争の現象をとらえて、これを戦術的に領導することに共産主義者の任務と党の任務を設定したオズ次ブンドの、従って又、個々の斗争のヘゲモニーのよせ集めという党組織の協働会的性格、あるいは戦術的的性格をもったオズ次ブンド時代の総括と克服の事業と固く結合した党建設の為の斗いであった。

では何故に10、9斗争として、そのような党建設の為の斗いは不可避であったのか。

年の全ての戦場から、悉くしてしまつたのである。そして、10、9斗争をこのような断固とした党建設の為の斗いとして貫徹したからこそ、30号路線と其の下での革命党の組織建設が可能となつたのである。

(2) 又、かかる党建設の斗いは、今日、全ての革命的プロレタリアートにとって、即ち、帝国主義との斗いを社会及び右翼日和見主義との斗いと固く結びつけ、日本プロレタリアートに巨大な聲をもちたらしめている社会党、日共との根本的な路線分歧を画さんとしている、従つて全ての日本プロレタリアートにとって大きな意味を有している。今日、日帝が中間連合政權構想、官僚的警察的独裁の強化をもち、その攻撃の下に日本プロレタリアートを全面屈服させんとし、社共をはじめ、旧来、革命的左翼といわれていた陣営の中にも、それに屈服するよう日本プロレタリアートを誘う右翼日和見主義が無視できない大きな潮流として形成されており、相対的に左派といわれていた部分に於ても、中間部分を吸収しようとするの台言葉の下に党の下での計画されたプロレタリアート

それは、日共一派や加納一派が、我がオズ次ブンドの国際主義、帝国主義との非妥協性、階級の前進としての実践性、武装斗争の巨大な蓄積の一切を否定し、その革命的総括と継承を妨害するために為したし、現在も為している。右翼日和見主義者によるオズ次ブンドの一切の革命性の清算との真向からの斗いであったが故である。このような斗いとして10、9斗争を断固として貫徹したが故に、加納一派は追いつめられ、彼等の本性を露したし、敵権力警察に助けを求め、革命的な戦士を通報により警備へ売り渡したのである。そして以降もう一方の右翼的清算分子プロ編と野合し、紅旗を名乗り、ほとんどなく、右翼清算分子内でも党内斗争を組織できず階級斗

の武装略起を大衆の自然発生的暴動に転落させ、革命的プロレタリアートの指令部ではなく、中間層の世話役、調整機関人と革命党組織を転落させる党派を輩出している。

彼等は、レーニン主義革命的政治斗争を中間層の経済的、民主主義的諸要求の斗争の集合にすりかえ、革命的政治斗争のスローガンとその実践によって、労働者大衆の部分的、分断的改良と怒りのスローガンを全体的、総合的、階級的スローガンへと発展させる中心的戦場を即ち、革命的プロレタリアート建設の主要戦場を獲得するのではなく、それに敵対するものへと変質させようとしている。

そして、敵とりわけ階級斗争の「外側」にあり、「審判者」であるとの偽制をふりまく国家権力、真の階級斗争の当事者たるブルジョワジーの支配機構は、10、9斗争を「内ゲバ殺人(集団)」であるとの宣伝をふりまいている。全この革命的プロレタリアートとする日本プロレタリアートは、10、9斗争が上記の意味で真に全階級的な斗いであることを知らねばならぬ。

かするまで黙っていた」とのデタラメを、証言している
のである。

このように、久松友子のデタラメをあまりないデッチ
上げ証言は、「用意周到な計画にもとづいた、迅速な行
動であり、いさふし警察のなけつけるのがおくれたなら
ば、加納一派は殺害されていたと推測される、殺意をも
った犯行である」として、その概要をデッチ上げ、長期
投獄と肉体破壊を目的とした殺人未遂罪適用のためにな
オ一審公判において、我々は、この久松友子のデッチ
上げ証言の粉砕に、全力を傾注しようとした。だが、こ
の久松友子証言のデッチ上げが暴露されることを恐れた
権力は、当初「全国委の報復をこわいから法廷では証言
できない」と久松友子に言わしめ、弁護士、被告人を排
除して、検事、裁判官のみで、千葉県警の奥深くの密室
で尋問をおこなおうとした。我々のこれに対する激しい
反撃によって、ようやく出廷した友子は、我々の真実の
追求をおそれ、一切の証言を拒否することによって、そ
の嘘が暴露されることから逃げたのである。そして、裁

下段※へ

判官は、そのことを承知で、法廷での証言もないような
友子調書（しかも唯一の事件の具体的経過をのべた証拠
としている）の採用は不当であるという、我々の主張を
強権的に排除して、久松友子調書を証拠として採用した
のである。

オ二には、五日ヶ丘病院の医師、奥山の手になる「小
西は脳挫傷」の診断書である。事件当日、権力は、殺人
事件のデッチ上げのために、小西、伊藤、片桐、岡崎ら
を、病院につれていき、さんざん病院の医師に、内ゲ
バ事件であること、そして、ありもしない頭部への集中
乱打を、さもみてきたかのように吹きこみ、「小西の脳
挫傷」なる診断書を入力することに成功したのである。
そして、小西は、この権力のデッチ上げをベットで満足
気にきまがかり、えたりとばかりに、被害者面をして、
ベットで唸っていたのである。そして、小西は、もはや
目的は達成されたとはなりに、数時間後の十日の昼には
、病院の玄関から自力で証拠隠滅のために逃げたので
ある。

↓※上段※のものである。

我々は、この「殺人未遂」事件をデッチ上げたためだ
けに作成された、奥山診断書に対して、反撃をおこなっ
た。奥山は、住所、氏名、年齢などを尋ねても、答えず
従って、意識不清と認められるから、脳挫傷と判断した
という何の科学的根拠もない証言をおこなった。これに
対して、我々は、オ一に、活動家は、権力等に対しては
名前、住所などを尋ねられても、答えないものであるこ
と、オ二に、その日のうちに歩いて帰っていること、オ
三に、たった数時間の診察しかしておらず、したがって
、奥山診断は、正確な症状を認定する条件を欠いている
ことを主張し、奥山診断はただただ権力の要請に忠えて
作成されただけのものであることを明らかにした。

一審判決は、このように我々の反論の前に、小西の脳
挫傷をもって、直接的に殺意形成要因とすることをおこ
この斗争の計画性、背景、動機をもって殺意形成要因と
しておいたと主張するを、政治裁判、階級裁判としての
性格を暴露せざるを得なくなったのである。

オ三には、城で、今村同志の逮捕の不当性についてで

ある。今村同志は、事件当時、付近を歩いていたという
理由だけで逮捕されているのである。そして、今村同志
を逮捕した警察は、何故、逮捕したのをおぼろげに
「スポンに直径一センチのシミがついており血だと判断し
たから」と答えあわせた、検事に「夜の真暗闇で、そん
なシミが血だと判断できるわけがない」と助けを求め
られて、「久松友子からの人の顔を見て、逮捕した
」と答えたのである。だが、事実上久松友子は、今村同
志などみてはいないのである。今村同志は、家の外にお
り、一度も中には入っておらず、従って、久松友子が、
目撃できるわけはないのである。一審判決は、このよう
に今村同志の逮捕の不当性を粉砕して、「今村同志は、
豪門陳述において、共産党（全国委）の同盟者であるこ
とを表明しており、加納一派完全打倒を支持してい
ることを明らかにあり、そのような全国委の同盟者である
、今村同志が事件直後、付近にいたことについては、犯行
に加ったと推察される」と断定しているのだ。城で同志
に到っては事件の六時間後に現場付近に居たことについ
て

「……」 ↓ ※上段※のものである。

殺人罪攻撃の打ち砕き、三戦士尊厳の奪取

「専断裁断、量刑不当」(これが共産党) (全国奪) 獄中三戦士、弁護士、そしてすべての革命的プロレタリアートの一致してオニ審公判斗争の指針である。

オニにいわれれば、帝國主義國家権力に対していかなる幻想を抱くものではない。われわれの目的は現國家権力の打倒であり、國家の支配者はこの目的に忠實に行動せられねばならぬとある。このことをわれわれは知っていたからである。プロレタリアにいわれれば、眞正面から敵対する關係にある。そしてわれわれは、彼らを彼らの階級的本性にもとまじいこうおぼす。いかなる弾圧をも恐れはしない。弾圧に屈せず、これを打ちたたきだす。

めじられればあらゆる手段を利用する。獄中三戦士とわれわれが、オニ審公判地裁の判決をゆるぎなく、東京高等裁に訴えを提出し、新たな公判斗争を開始したのはこのためであった。たまた、われわれはオニ審以上に、敵のテロ攻撃を具體的事案にもついで反証するたまた、いなかを注がねばならぬと考えているのである。それは、敵とわれわれの論争点は何な。

オニは「犯行の動機、目的」をめぐらるものである。オニ審判決、オニ審後事審判書、弁護人提出の控訴趣意書に對して公判廷に出されたもの。以下「答弁書」と呼ぶ(ここではともに事件は「内ヶ谷殺人未遂事件」であるとしている。われわれは、昨年10・9加納一派完全打倒

斗争は、破壊運動のための斗争であり、暴力の行使を自己目的化したものではない。目的は加納一派に自己批判をおこなわせるものであったと主張してきた。事案においてそののである。われわれは、分派斗争遂行の主要な手段を対立者の肉体的抹殺に對してはいない。10・9斗争の直前までわれわれは、天皇訪米阻止、9・30共斗の場において、加納一派と「共斗關係」を形成していた。また10・9斗争後も、加納一派と「共斗」を維持する念において「同席」するという關係を首こしてきた。「共斗」や「同席」もまたわれわれにとっては、加納一派との分派斗争決着のための一環としてとらえてきたからである。これらの具體的事案を背景として、「判決」「答弁書」の「内ヶ谷殺人」は、前庭的にうろくたなれるのである。

オニは、「犯行の計画性、暴行態様」をめぐらるものである。

ひくいて言えば、判決「答弁書」は「10・9斗争」最初から殺人を目的にして周到に用意されたものであり、被害者は頭部を乱打されている。犯行は10分間のつ

ちに迅速におこなわれたが、しかし警官が現場に急行したため、殺害の目的はじやられなかった」とするものである。まづわれわれはこれらの主張を、加納一派の頭目(加納英一)の反革命にふさわしい10番通報、およびその妻、友子の権力への完全屈服、協力たる「久松友子調書」を前提にしてはじめて成立するものであることを確認しておきたい。事実はこうである。三戦士は、久松宅に入る前に千ヤイムをならして来意をつは、こまかい抵抗をはじめた加納一派を制圧するために若干の暴力を使用し、約40分にわたる自己批判要求のうえ、これを打ちとり、警官が来る前に退路にいたのである。

オニは「被害者、小西博也の頭部外傷」をめぐらるものである。

これをもち、「判決」「答弁書」は、三戦士に殺人未遂罪を適用することをおと当であると論理をつけている。しかし、小西の「頭部外傷」三週間の脳挫傷」は断じて殺人未遂罪の根拠たりえない。なぜならばオニ審において明らかになったこと、即ち「脳挫傷」と断定づける科学的

根拠は稀薄であり、仮に「脳挫傷である」とを自白のす
て認めたとしても、それは「三週間の重傷」ではなく
一週間程度の軽傷にすぎないものであったからである。

上層は10月9日より一週間をへまして、幾人かのんた
と会い、「全国委にやられた」と泣きごころをたれ、すく
なくとも10日以内のある会議の席上で、ほかならぬわれ
われと同席したという動かしがたい証拠をわれわれは握
っている。したがって、この点においてもわれわれは「
事實認定」を十分に「証する」ことができるのである。

すなわちこれほどの控訴審の公判延び、これらの点は具
体的にあきらかにされつつある。そして公判は最大の山
場である。被告入會問の段階にいよいよ突入した。全方
をあげ、三戦士の早期奪還にむけ奮闘しよう。

「……」
ただで逮捕されているのである。裁判所は、この警察の
ブルジョア法の枠組をばるみに逸脱した、不当逮捕を全
国委のメンバーであるという理由だけで承認したのであ
る。

以上の事から明らかだが、オニ審における、我々と
検察・司法との違いは、この裁判が、徹頭徹尾、政治裁
判、階級裁判であることと暴露してきた。

だからといって、我々は、公判争争を全く無意味であ
るとは考えない、むしろ、デモンストラティブなる暴露を
通じて、この裁判の政治裁判、階級裁判としての性格を
一層全面暴露することによって、敵のさやに露をまひ
きづらば、三同志をできるだけ早く我々手に奪還する
こととして組織しぬくものである。

だが、我々は、このことのみならず、先述したよう
な、革命党に対する直接的組織破壊攻撃と闘うことは
決して考えない。その意味で、我々は、七年という専暴
攻撃に対して、真向から、蜂起し、口狭を拒つ革命党運
設の前進をもって権力への回答をするものである。

資料

オニ審、オニ審公判内容 を通じた論争点

① 犯行の動機、目的

注：オニ審検事部長が、控訴趣意書に「オニ審の控訴側
の主張」とのべたもの。
注：オニ審検事部長が、オニ審公判論「オニ審」の
この論争点の主張をのべたもの。

オニ審判決	オニ審控訴趣意書	オニ審検事部長答	主な証言
<p>「対立組結団における党派斗争 にもとづく、いわゆるオニバ殺 人未遂事件」 相違点「オニバ殺の相 違点を明らかにして解決」して した。</p>	<p>「加納一派の分派行動に対する 批判と説得活動であり、組織 対立者の抹殺をかけたもの ではない。」 「事件は、文相が逃げて、小田 らが抵抗したためにおきたもの である。」</p>	<p>「控訴趣意書は、説得活動の程 階にあったことによるが、 いわゆるオニバ殺事件は、相違 点の抹殺をかけた領回が、 のは、固執の事案である。」 「南波のオニバ殺事件は、 （オニ審にされたこの被疑の 検事部長）「オニ審」のこの</p>	<p>「オニ審、オニ回公判 にオニバ殺事件の實 見陳述。 「オニ審の最終陳述 は、 「小田勝治」大阪石 の公判の（主）の公 判の証言。</p>

<p>④ 頭部を乱打した。</p>	<p>久松友子に「殺した」は「殺す」といふことである。「田名」も致命傷ではない。もっとも長期の治療を要するものでも、小田の二週間を過ぎれば二、三回打つた程度で済む。また彼に乱打の罪を問ふのは、程度に。</p>	<p>の頭部外傷に「二」は、久松友子の供述書の信用性を争つていふのである。「弁護人の主張にもかかわらず、友子供述書の信用性は充分であり、それは以下の三點である。</p> <p>カ一に、久松友子供述書は十四十三日に作製され、具體的のべがなされておらず、信用できない。</p>	<p>以下、④の項について</p>
-------------------	--	--	-------------------

④ 傷害未遂の認定

<p>カ一審判決</p> <p>「被告人らは、被害者達に暴行を犯したが、被害者達現場に立寄ったため、被害者の目的を達しなかった」と認定。</p>	<p>カ二審控訴極意書</p> <p>「事實は、カ一がきたから「殺す」といふ目的で、現場に立寄ったため、被害者の目的を達しなかった」と認定。</p>	<p>検事官公書</p> <p>カ二に事實は判決のべのとおりである。被害者の証言が、被害者からなされた久松友子からなされたものであり、被害者からなされたものであり、被害者からなされたものである。</p>	<p>主な証拠物</p> <p>「久松友子の供述書」 「被害者からなされた証言」 「家田のカ一審公判記録」</p>
--	--	---	---

⑤ 被害者、小西博世の頭部外傷について

オ一審判決	オニ審控訴趣意書	オニ審控訴答弁書	主な証拠物
<p>「主として、頭部を打つことによつて」「鐵棒會、三週間」「及び」「片側、四肢、左腕に麻痺を起した。」</p>	<p>「小西博世の診断の根拠になつてゐる。奥山診断は、オニ審における面顔腫瘍に於けるものからなつてゐる。極めて稀な病的根拠のつよこもである。」</p> <p>「また、このかゝるものは、最も稀な病的根拠のつよこもによつて、小西に於ける犯罪が最も重く、オニ審に於けるものより重くあること。」</p>	<p>オニ審に、致命傷には、いたつたかつたといふ。ホーランドクリッパー、鉄棒などによるものは、打撃の際の強度、強度、部位がなされたこと、致命傷に十分な危険性があり、相手方の死を、結果もつては、重傷をオニ審に於けることである。」</p>	<p>「奥山診断書、 「奥山の面顔腫瘍」</p>

地下水道

発行者 米 「地下水道」編集委員会

編集責任者 米 村越真介

発行日 米 1977年12月25日

連絡先 米 大阪市大淀区本庄東2-2031

レミヤセ115号、大塚出版会内

「地下水道」編集委員会宛

電話 06-371-3706

定 価 米 [redacted] 円

1.50

5
1
5
0